



弁護士に学ぶ!

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所
弁護士 奥山 優行

第49回 個人情報（共同利用）

Question

当社は、ホールディングス制を採用しており、当社と複数の子会社をグループ会社として運営しています。この度、当社で獲得したお客様の個人情報を子会社でも共有したいと考えていますが、可能でしょうか。グループ会社といつても別の会社なので、個人情報保護法に違反しないか心配です。

Answer

1. 「第三者」に該当しない場合

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはできません（個人情報保護法27条1項本文）。グループ会社であっても別の法人なので、本来は「第三者」に該当しそうです。

しかし、個人情報保護法27条5項は、以下の3つの場合には、例外的に「第三者」に該当しないと定めていますので、これらの場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報を提供することが可能です。いずれの場合も、形式的には「第三者」に該当するものの、本人との関係では提供元の個人情報取扱事業者と一体として考えることに合理性があると考えられているのです（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」78頁）。

(1)委託先へ提供する場合

個人情報保護法27条5項1号は「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」には「第三者」に該当しないと定めています。例えば、注文を受けた商品を配送するために、宅配業者に顧客の氏名や住所を提供する場合や、データの打ち込みなどの情報処理を委託する場合です。なお、個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければなりません（個人情報保護法25条）。

(2)合併等による事業承継の場合

個人情報保護法27条5項2号は「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」には「第三者」に該当しないと定めています。例えば、合併や分社によって新会社に個人データを提供する場合や、事業譲渡によって譲渡先企業に個人データを承継する場合です。

(3)共同利用の場合

個人情報保護法27条5項3号は「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又

は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」には「第三者」に該当しないと定めています。例えば、グループ会社内で緊急連絡先を共有するために各会社の担当者の氏名や住所を共有する場合です。

2.共同利用を行う場合の注意点

今回のご相談のケースは、個人情報保護法27条5項3号が定める「共同利用の場合」に該当します。個人情報の共同利用を行う場合には、以下の5つの点をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしておくことが必要になります。以下、個別の項目について説明します。

(1)特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される旨

個人情報を共同利用することを明示する必要があります。具体的な方法としては、個人情報を取得する際の登録フォームや個人情報保護方針やプライバシーポリシー等（以下「プライバシーポリシー等」といいます）に「当社は、お客様から取得した個人情報を、★★株式会社との間で共同利用することがあります」などと記載します。

(2)共同して利用される個人データの項目

個人情報のうち共同利用する項目を明示する必要があります。プライバシーポリシー等に「当社が共同利用する個人情報の項目は、お客様の①氏名、②住所、③電話番号、④年齢、⑤購買履歴…」などと共同利用する項目を明確に規定してください。

(3)共同して利用する者の範囲

共同利用する特定の者の範囲も明確にする必要があります。この点について「共同利用する者は全て漏れなく列挙しなければなりませんか」という質問をよく受けますが、必ずしも全て記載する必要はありません。個人情報保護委員会が制定した前掲「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」79頁にも「必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない」と記載されていますので、参考にしてください。

(4)利用する者の利用目的

共同利用する者の利用目的も明確にする必要があります。今回のご相談のケースでは、プライバシーポリシー等の利用目的の項目に「当社及び当社グループ会社の各種商品・サービスの案内、各種調査・データ分析」などと記載します。また、個人データの項目ごとに利用目的が異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載した方が望ましいとされています。

(5)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

個人データの管理について責任を有する者も明確にする必要があります。各共同利用者は、各自個人情報取扱責任者を決める必要があります。「管理について責任を有する者」というのは、個人情報について開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力し、又は個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者を指します。令和2年改正で盛り込まれた事項なので、未対応の例も散見されますが、法人の場合には「代表者の氏名」も明示する必要がありますので、注意が必要です。

《著者略歴》

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手涉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。